

LOGOSWARE FLIPPER 定額制 ソフトウェア利用規約

本利用規約は、ログスウェア株式会社（以下、当社という）が提供するコンテンツ作成ソフト「FLIPPER（シリーズ）」（以下、本ソフトウェアという）をお客様が使用する際の条件を記したものです。お客様が本ソフトウェアをインストールし、使用する場合は、本利用規約のすべての条件に同意したものとみなします。

第1条（定義）

- 「本ソフトウェア」とは、当社が、お客様に提供する電子ブック作成ソフトウェア「LOGOSWARE FLIPPER 定額制」で、そのソフトウェア及び関連資料を意味します。
- 「本コンテンツ」とは「本ソフトウェア」によって作成された「LOGOSWARE FLIPPER」形式のコンテンツを意味します。

第2条（目的）

本規約の目的は、当社がお客様に対し「本ソフトウェア」の使用許諾を行う事によって、お客様が「LOGOSWARE FLIPPER」形式のコンテンツを作成し、それを使用あるいは販売することを可能にするものです。この目的以外での使用は禁じられます。

第3条（使用許諾）

- 当社は、お客様に対し、本規約に定める条件の下でお客様が「本ソフトウェア」を使用することのできる、非独占的使用権をライセンスキーを以って許諾します。
- 「本ソフトウェア」の使用には、当社から発行されたライセンスキーの入力が必要になります。このライセンスキーは、一ライセンスにつき一つ発行されます。
- 「本ソフトウェア」をインストールできる機器は、クライアント端末もしくは VDI 方式によるデスクトップ仮想化を提供するサーバーに限定されます。
- お客様が「本ソフトウェア」をインストールできるクライアント端末およびデスクトップ仮想化環境の数は、お客様が当社から購入したライセンス数に限られます。
- お客様は、一つのクライアント端末および一つのデスクトップ仮想化環境上の「本ソフトウェア」を複数人で共有することができます。ただし、同時に使用できるのは一人に限られ、複数人が同時に使用することは禁止されます。
- お客様が「本ソフトウェア」を利用できる期間は、ライセンスキーの有効期間内に限られます。

第4条（業務支援）

当社は、お客様より通知された「本ソフトウェア」に関するトラブルその他のシステムの不具合につき、当社の責任および当社が保有する技術情報の範囲内において調査・解決に積極的に努力するものとします。

第5条（返品）

「本ソフトウェア」は、ライセンスキーを入力し、使用を開始した後は返品できません。

第6条（契約不適合）

- 本ソフトウェアに、本ソフトウェアの操作マニュアルに記述された通りの結果が得られない等の不具合または論理的な誤り（以下、「契約不適合」という）があると認められた場合、当社は当該契約不適合の修正等の履行の追完を行うものとします。
- 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても、お客様の目的を達することができる場合は、当社は追完義務を負わないものとします。
- 本条第一項にかかわらず、当社のウェブサイト等を通じて伝達された「制約事項」については、当社は追完義務を負わないものとします。
- 当社が、本条に定める契約不適合責任を負うのは、お客様が本ソフトウェアを契約した日から1年以内、もしくは当社とお客様の間で締結された本ソフトウェアの保守契約が有効な期間に限られ、それ以外の期間においては、お客様は当社に対し契約不適合を理由に権利行使はできないものとします。

第7条（本ソフトウェアの権利関係）

- 「本ソフトウェア」に含まれるプログラムその他の全ての知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）は、当社に帰属します。
- お客様は、本規約に定める条件の下で「本ソフトウェア」を使用する権利を得ます。

第8条（作成されたコンテンツの権利関係）

- 「本ソフトウェア」を使用して制作された「本コンテンツ」の知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）は、お客様に帰属します。
- 「本コンテンツ」の利用媒体はインターネット配信、CD-ROM 配布などを問わないものとします。また、お客様は「本コンテンツ」の複製および二次利用を行う権利を有します。ただし、お客様の購入したライセンスに利用制限がある場合は、それに従うものとします。
- お客様は、「本ソフトウェア」を使用して制作した「本コンテンツ」を第三者に販売する権利を有します。

第9条（禁止事項）

お客様が以下のことを行うことは禁止されます。

- 当社から正式に購入したライセンス数以上の端末およびデスクトップ仮想化環境に「本ソフトウェア」をインストールすること。
- 「本ソフトウェア」をバックアップ以外の目的で複製し、第三者に対して配布したり譲渡すること。
- 「本ソフトウェア」をネットワークサービスへアップロード等の方法で複製すること。
- 「本ソフトウェア」をネットワークを介するなどして複数のユーザが同時に使用すること。
- 「本ソフトウェア」を修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディスアセンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みること。
- 「本ソフトウェア」の派生製品を開発すること。
- 「本ソフトウェア」の使用権を販売、レンタル、リース、譲渡すること。

第10条（スコア機能の有効利用期間）

お客様のライセンスに「スコア機能」の利用が許諾されている場合に以下の条項が適用されます。

- スコア機能を利用できるのは、本ソフトウェアのバージョンアップサービス契約の有効期間内に限られます。
- 有効期間が終了した場合、スコア機能のご利用ができなくなります。

第11条（免責）

- 当社は、「本ソフトウェア」が特定の目的に適合していることを保証しません。
- 当社の故意または重過失がある場合を除き、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負わないものとします。
- 当社がウェブサイトで公開している推奨動作環境以外の環境における動作は保証しません。また、当社は、推奨動作環境を適時変更および更新ができるものとします。
- OS、Web 閲覧ブラウザ、および本ソフトウェアを開発するために使われた他社製ツール類に起因する瑕疵については、当社はその責任を負わないものとします。
- 「本ソフトウェア」及び、「本ソフトウェア」で制作した「本コンテンツ」に対して、将来リリースされたハードウェアやソフトウェアとの組み合わせにおける動作について、当社はその保障をしないものとします。
- 本ソフトウェアのスコア機能は、そのデータ蓄積場所として、米グーグル社が提供する「Google App Engine」を利用します。ログスウェアは、Google App Engine に起因する不具合、中断、遅滞、データの消失、データへの不正アクセス等により生じた一切の損害に関して責任を負わないものとします。
- Google App Engine にデータを蓄積することがお客様のプライバシーポリシーに適合するか否かの判断は、お客様自身で行っていただきます。ログスウェアは、Google App Engine に関するプライバシーの判断に一切の関与をいたしません。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認します。
- 当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明します。当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、それによりお客様に損害が生じてもこれを賠償することはありません。

LOGOSWARE FLIPPER 定額制 ソフトウェア利用規約

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
3. 当社が本条第1項の表明及び確約に違反した場合、お客様は何らの催告をすることなく契約を解約する事ができ、それにより当社に損害が生じてもこれを賠償する事はありません。

第13条 (バージョンアップサービス)

バージョンアップサービスの料金は、本ソフトウェアの利用料金に含まれます。バージョンアップサービスには、本ソフトウェアのバージョンアップ版の無償提供、不具合修復のための更新、セキュリティ機能強化のための更新が含まれます。ただし、本ソフトウェアにお客様独自のカスタマイズが施されている場合、そのカスタマイズ部分に関してはバージョンアップサービスの対象外とします。

第14条 (販売の終了)

1. 当社は、「本ソフトウェア」の販売を終了する場合があります。
2. 当社が「本ソフトウェア」の販売を終了した場合でも、お客様と契約しているバージョンアップサービスはその期間中継続されます。

第15条 (準拠法等)

本規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本規約に関する全ての紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 (協議)

本規に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとします。

以上

LOGOSWARE FLIPPER 定額制 ソフトウェア利用規約

改定

-02: 2014年1月24日

- ・ 第10条（スコア機能の有効利用期間）の追加
- ・ 第11条（免責）3,4の追加
- ・ 規約名を「月払い定額制」から「定額制」に変更し、年間定額と月払い定額の両方に対応するように変更。

-03: 2015年6月30日

- ・ 第8条2項 ライセンスに利用制限がある場合はそれに従う旨の文言追加。
- ・ 第10条 スコア機能の利用がある場合のみに制限する文言を追加。

-04: 2015年12月17日

- ・ 第12条（保守サービスの料金は、本ソフトウェアの利用料金に含まれます）を追記。

-05: 2017年2月8日

- ・ 第11条第2項 「当社の故意または重過失がある場合を除き」を追記

-06: 2018年1月19日

- ・ 文言変更 「保守サービス」→「バージョンアップサービス」へ名称変更

-07: 2018年5月28日

- ・ 第3条（使用許諾）：仮想環境での利用について追記
- ・ 第12条（反社会的勢力の排除）追記

-08: 2020年2月7日

- ・ 第12条（反社会的勢力の排除）：3項追記

-09: 2020年7月20日

- ・ 第12条（反社会的勢力の排除）：2項文言追記

-10: 2021年4月22日

- ・ 新バージョン「FLIPPER U2」に対応するように文言調整

-11: 2021年5月31日

- ・ 第9条（禁止事項）：仮想デスクトップ環境での使用を可能とするために文言調整

-12: 2021年10月25日

- ・ 第6条（瑕疵担保責任）：（契約不適合）条項見直
- ・ 第11条（免責）：第6条（契約不適合）変更により見直